

◆ 保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく院内掲示 ◆

令和8年4月1日 現在
むつ総合病院

『厚生労働大臣の定める掲示事項』は、下記のとおりです。

1. 管理者の氏名等

医療機関名 むつ総合病院
開設者 一部事務組合下北医療センター [S46. 4. 1]
管理者 山本 知也 [R5. 4. 23]

2. 医師、歯科医師の診療日及び診療時間

- (1) 診療日 月曜日から金曜日
※ただし、祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
- (2) 診療開始時間 午前8時30分から
- (3) 診療受付時間 午前7時35分から午前11時00分まで
※診療科によって受付時間が異なります。

3. 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っています。
また、管理栄養士及び栄養士によって管理された食事を朝食は午前7時40分、
昼食は12時、夕食は午後6時に、適時適温で提供しています。

- (1) 入院時食事療養費（Ⅰ）（1食につき） (2) 特別食加算 (3) 食堂加算

4. 標榜診療科について

当院では、以下の科目を標榜科として届出しています。

内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・内分泌内科、外科、消化器外科、
乳腺外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、精神科、小児科、
皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、
放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科

5. 入院医療費の計算方法について

当院は入院医療費の算定に当たり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「D
PC対象病院」となっております。

【当院の医療機関別係数：1.3838】

基礎係数 : 1.0451 機能評価係数Ⅰ : 0.2263 機能評価係数Ⅱ : 0.1028
救急補正係数 : 0.0096 激変緩和係数 : 0.0000

6. 助産に関する状況

当院の助産に関する事項及び連携医療機関は次のとおりです。

- (1) 分娩件数 206件（令和7年1月1日～令和7年12月31日）
- (2) 医師数 3名
- (3) 助産師数 15名（病棟勤務12名、外来勤務3名）
- (4) ハイリスク妊産婦共同管理連携医療機関
- ① 名称 青森県立中央病院
② 開設者名 青森県知事 宮下宗一郎
③ 所在地 青森県青森市東造道二丁目1番1号
④ 連絡先 017-726-8111

7. 届出等による医療について

東北厚生局長に届出・承認を得て実施している施設基準等は次のとおりです。

(1) 当院では看護師が1日3交代で看護に当たっています。

(2) 入院基本料に係る看護要員等の対象者割合及び看護要員等の構成

当院の病棟における看護要員等（看護師及び准看護師及び看護補助者）の1日あたり勤務人数及び、時間帯毎の配置は次のとおりです。

病棟区分	看護要員の構成		看護師1人当たりの患者数		
	職 種	1日当たり人数	区分	勤 務 時 間 帯	患者数
急性期 一般病棟 (3~7F)	看護師	72人 以上	日勤	8時30分 ~ 16時30分	4人以内
	准看護師		準夜	16時30分 ~ 0時30分	9人以内
	看護補助者		深夜	0時30分 ~ 8時30分	9人以内
地域包括 ケア病棟	看護師	12人 以上	日勤	8時30分 ~ 16時30分	4人以内
	准看護師		準夜	16時30分 ~ 0時30分	8人以内
	看護補助者		深夜	0時30分 ~ 8時30分	8人以内
集中治療室	看護師	7人 以上	日勤	8時30分 ~ 16時30分	1人以内
	准看護師		準夜	16時30分 ~ 0時30分	2人以内
			深夜	0時30分 ~ 8時30分	2人以内
メンタルヘルス 科病棟	看護師	14人 以上	日勤	8時30分 ~ 16時30分	4人以内
	准看護師		準夜	16時30分 ~ 0時30分	10人以内
	看護補助者		深夜	0時30分 ~ 8時30分	10人以内

(当院は、患者様の負担による付添い看護を行っていません。)

(3) 基本診療料の施設基準等 (届出・承認事項)

- ・急性期一般入院料4
- ・救急医療管理加算
- ・超急性期脳卒中加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・医師事務作業補助体制加算2
- ・急性期看護補助体制加算
(25対1) (看護補助者5割以上)
- ・夜間50対1急性期看護補助体制加算
- ・夜間看護体制加算
- ・看護補助体制充実加算1
- ・看護職員夜間16対1配置加算1
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・緩和ケア診療加算
- ・医療安全対策加算1
- ・感染対策向上加算1
指導強化加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算
- ・データ提出加算2及び4
- ・術後疼痛管理チーム加算
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・入退院支援加算1
地域連携診療計画加算
- ・認知症ケア加算3
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・特定集中治療室管理料5
早期離床・リハビリテーション加算
- ・小児入院医療管理料4
- ・地域包括ケア病棟入院料2
看護職員夜間配置加算
看護補助体制充実加算3
- ・精神病棟15対1入院基本料
看護配置加算
看護補助加算1
看護補助体制充実加算
- ・療養環境加算(メンタルヘルス科)
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・歯科外来診療医療安全対策加算2
- ・歯科外来診療感染対策加算3

(当院はさくら歯科の連携保険医療機関です。)

(4) 特掲診療料の施設基準等 (届出・承認事項)

- ・心臓ペースメーカー指導管理料の「注5」に掲げる遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ
- ・がん患者指導管理料ロ
- ・がん患者指導管理料ハ
- ・がん患者指導管理料ニ
- ・外来緩和ケア管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算1
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
- ・連携充実加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料の「注9」に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)
- ・がん治療連携計画策定料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料1
- ・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ・在宅療養後方支援病院
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- ・遺伝学的検査の「注1」に規定する施設基準
- ・染色体検査の注2に規定する基準
- ・BRCA1/2遺伝子検査
- ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・検体検査管理加算(Ⅰ)
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算1
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
- ・導入期加算2及び腎代替療法実績加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- ・ストーマ合併症加算
- ・乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- ・大動脈バルーンパンピング法(ⅠABP法)
- ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・輸血管理料(Ⅰ)
- ・輸血適正使用加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・下肢創傷処置管理料
- ・遠隔放射線治療計画加算
- ・高エネルギー放射線治療
- ・看護職員処遇改善評価料45
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料63
- ・精神科作業療法
- ・精神科ショートケア「小規模なもの」
- ・精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- ・医療保護入院等診療料
- ・歯科治療時医療管理料(当院はたかはし歯科医院の連携保険医療機関です。)
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・CAD/CAM冠及びCAD/インレー
- ・歯科技工加算1及び2
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院時食事療養(Ⅰ)

(5) 心神喪失者等医療観察法に基づく施設基準(届出・承認事項)

- ・通院対象者通院医学管理料
- ・医療観察精神科ショート・ケア(小規模なもの)
- ・医療観察精神科デイ・ケア(小規模なもの)

(6) 施設基準に適合し、東北厚生局長に届出を行っている手術及びその実績は次のとおりです。

(実績に係る期間 令和7年1月1日 ～ 令和7年12月31日)

① 区分1に分類される手術

(手術名)	(手術実績)
ア 頭蓋内腫瘍摘出手術等	10 件
イ 黄斑下手術等	0 件
ウ 鼓室形成手術等	1 件
エ 肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0 件

② 区分2に分類される手術

(手術名)	(手術実績)
ア 靭帯断裂形成手術等	17 件
イ 水頭症手術等	11 件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ 尿道形成手術等	2 件
オ 角膜移植手術	0 件
カ 肝切除術等	5 件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	4 件

③ 区分3に分類される手術

(手術名)	(手術実績)
ア 上顎骨形成術等	0 件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
エ 母指化手術等	0 件
オ 内反足手術等	0 件
カ 食道切除再建術等	0 件
キ 同種死体腎移植術等	0 件

④ 区分4に分類される手術

(手術実績)
180 件

⑤ その他の区分

(手術名)	(手術実績)
ア 人工関節置換術	62 件
イ 乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術（電池交換を含む）	49 件
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び 体外循環を要する手術	0 件
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	
経皮的冠動脈形成術	56 件
急性心筋梗塞に対するもの	5 件
不安定狭心症に対するもの	5 件
その他のもの	46 件
経皮的冠動脈粥腫切除術	0 件
経皮的冠動脈ステント留置術	35 件
急性心筋梗塞に対するもの	16 件
不安定狭心症に対するもの	5 件
その他のもの	14 件

(7) 透析患者の下肢末梢動脈疾患に対する取り組みについて

当院では、慢性維持透析を行っている患者さんに対し下肢末梢動脈疾患に関する検査を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨をご説明し同意を頂いた上で、専門的な治療が可能な他科（循環器内科、心臓血管外科等）へ紹介させていただいております。

8. 患者相談窓口について

患者さんやご家族からご相談やご要望をお受けし、病院運営の改善に生かす事を目的に患者相談窓口を開設しております。秘密は厳守致しますのでお気軽にご利用下さい。

9. 保険給付外の診療に係る諸料金

当院では以下の項目で、その使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用徴収や「施設管理費」等のあいまいな名目での費用の徴収は、一切認められていません。

(1) 200床以上の病院の初診 3,300円 (税込)

『他の医療機関等からの文書による紹介なしに、来院された場合の初診時自己負担金。但し、緊急その他やむを得ない事情の場合は、この限りでない。』

(2) 予約に基づく診察 予約した時刻に診療を受けた場合 1回につき 330円 (税込)

(3) 200床以上の病院における再診 1回につき 550円 (税込)

『診療所又は他の病院（200床未満）に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合』

(4) 180日を超える入院に関する療養費 入院基本料の100分の15に相当する額 1日につき 2,409円 (税込)

『同一疾病又は負傷（別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）による入院において、通算入院期間（3ヶ月以内の他の医療機関における入院期間を含む）が180日を超える場合』

(5) 室料差額料

予約入院の方には、特に希望がない場合は大部屋をご用意しております。ご希望の場合は、下記のお部屋をご利用頂くことも可能ですが、ベッド数が限られているため個室・大部屋ともご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。なお、室料差額につきましては健康保険の適用はされません。また、病状等により主治医の判断で病室・病棟を移動していただく場合もございますので、宜しくお願い致します。

但し、治療の必要上（救急・手術等）下記のお部屋に入院された場合は、室料差額はいただきません。

① 特等室

< 設備 >

ベッド、床頭台、リネン戸棚、長テーブル、長椅子、水洗トイレ、シャワー付浴室、流し台、食器戸棚、テレビ、電話、冷蔵庫などを備えておりますのでご利用下さい。

< 電話の使用について >

通話料金は、院内電話交換室より請求書が出されます。

② 一等室A、一等室B、二等室

< 設備 >

テレビ付き床頭台、冷蔵庫、洗面台、流し台

※洗面台は一等室Aと一等室Bの412、413号室に設置となります。流し台は二等室に設置となります。

通常の入院患者さんとほぼ同様の規格の個室となります。

区分	部屋番号	病室 (面積)	室料 (税込) : 1日につき		助産に係る資産の譲渡等 (非課税)
特等室	615号室 660号室	個室 (24.97㎡)	組織市町村内居住者	8,250円	7,500円
			その他	11,000円	10,000円
一等室A	305, 306, 307号室	個室 (16.89㎡)	組織市町村内居住者	3,025円	2,750円
			その他	3,850円	3,500円
一等室B	412, 413号室 712, 761号室	個室 (12.48㎡)	組織市町村内居住者	2,750円	2,500円
			その他	3,300円	3,000円
二等室	206号室 657号室	2人部屋 206号室 (16.64㎡) 657号室 (36.76㎡)	組織市町村内居住者	1,375円	1,250円
			その他	1,787円	1,625円
新生児室		5床			625円

※組織市町村内居住者とは、むつ市、大間町、東通村、佐井村及び風間浦村に当該患者が住民登録している方をいいます。

※日帰りの場合は「1日分」、1泊2日の場合は「2日分」となります。

(6) 分娩介助料

単胎	診療時間内	1回	140,000円 (非課税)
	診療時間外	1回	162,000円 (非課税)
	深夜及び休日	1回	184,000円 (非課税)
多胎	診療時間内	1胎増すごとに単胎に右記の額を加算	85,000円 (非課税)
	診療時間外	1胎増すごとに単胎に右記の額を加算	96,000円 (非課税)
	深夜及び休日	1胎増すごとに単胎に右記の額を加算	107,000円 (非課税)

※在胎週数22週未満における分娩介助料の額は、この表に定める額から1胎につき、30,000円を控除した額とする。

(7) 産着おむつ使用料

※ 新生児に使用する場合

名称		助産以外の場合	助産の場合
産着	1日につき	770円 (税込)	700円 (非課税)
おむつ	1日につき	715円 (税込)	650円 (非課税)

※ 臨時におむつ等を使用する場合

紙おむつ (Mサイズ)	1枚につき	83円 (税込)	76円 (非課税)
紙おむつ (Lサイズ)	1枚につき	90円 (税込)	82円 (非課税)
薄型パンツS	1枚につき	72円 (税込)	66円 (非課税)
薄型パンツM	1枚につき	72円 (税込)	66円 (非課税)
薄型パンツL-L-L	1枚につき	79円 (税込)	72円 (非課税)
フラットタイプ	1枚につき	30円 (税込)	28円 (非課税)
大人用尿漏れパッド (レギュラー)	1枚につき	33円 (税込)	30円 (非課税)
大人用尿漏れパッド (スーパーロング)	1枚につき	46円 (税込)	42円 (非課税)
おしりふき大人用	1袋につき	433円 (税込)	394円 (非課税)
おしりふき小児用	1パックにつき	135円 (税込)	123円 (非課税)

(8) 新生児給食料

1食につき 260円 (非課税)

※ただし1日3食を限度とする

(9) 介補料

※1日につき

新生児	新生児にもく浴その他の介補を行った場合	4,953円 (非課税)
乳児	やむを得ない事由により、生母の入院に伴い入院した乳児に介補を行った場合	815円 (税込)

- (10) 患者外給食料
朝食・昼食・夕食 各 704円 (税込)
- (11) 患者外寝具寝台病衣貸与料
寝具1組 1日につき 235円 (税込)
寝台1台 1日につき 80円 (税込)
病衣1着 1日につき 80円 (税込)
病衣1着(助産によるもの) 1日につき 73円 (非課税)
- (12) 診察券再発行手数料 1枚につき 220円 (税込)
- (13) 処方せん再発行手数料
『処方箋を発行後に、紛失をした場合』 1枚につき 1,100円 (税込)

(14) 死体検案料

診療施設内における検案	表示する診療時間内	1体につき	11,000円 (税込)
	表示する診療時間以外	1体につき	14,300円 (税込)
診療施設外における検案	表示する診療時間内	1体につき	18,700円 (税込)
	表示する診療時間以外	1体につき	22,000円 (税込)

(15) 死後処置料

1体につき 5,500円 (税込)

『死後に、院内・院外の搬送中の体液漏出及び遺族への接触感染を防止するための処置、清拭、その他の処置等を医師及び看護職員等が行った場合。』

(16) 医療相談料

複雑なもの 1人1回につき 6,600円 (税込)
その他 1人1回につき 2,750円 (税込)

(17) 医科諸料金

配偶者間人工授精 (AIH) 22,000円 (税込)
人工妊娠中絶 妊娠11週まで 33,000円 (税込)
妊娠11週以降21週まで 55,000円 (税込)
甲状腺刺激ホルモン・TSH(内分泌学的検査) 2,700円 (税込)
瘢痕拘縮形成手術(整容的改善を目的とするもの)
瘢痕拘縮形成手術(顔面)(1cm) 55,000円 (税込)
(顔面 延長)(1cm) 11,000円 (税込)
瘢痕拘縮形成手術(その他)(1cm) 44,000円 (税込)
(その他 延長)(1cm) 8,800円 (税込)
Z形成術加算(1部分につき) 27,500円 (税込)

(18) 自動車使用料

在宅医療等のため自動車による訪問を行った場合、患者移送のため自動車の使用を希望した場合などに、走行距離等により当院で定めた額を負担していただきます。

料金表

当院から患家までの片道距離		往復分の料金	
①	旧むつ市内	1回につき	220円 (税込)
②	10 ~ 19 Km	1回につき	550円 (税込)
③	20 ~ 29 Km	1回につき	605円 (税込)
④	30 ~ 39 Km	1回につき	660円 (税込)
⑤	40 ~ 49 Km	1回につき	770円 (税込)
⑥	50 ~ 59 Km	1回につき	825円 (税込)

(19) 予防接種

(税込)

インフルエンザ	当院1回目	5,223円	ロタテック	当院2回目以降	7,300円
インフルエンザ	当院2回目	3,235円	ロタリックス	当院1回目	15,100円
インフルエンザ(妊婦)	1回につき	6,400円	ロタリックス	当院2回目	12,000円
インフルエンザ(鼻用)(2~18歳)	1回につき	9,100円	MR混合	1回につき	10,000円
B型肝炎(0.5ml)ビ-4ゲン	1回につき	6,800円	ムンプス(おたふくかぜ)	1回につき	7,400円
B型肝炎ソリツ(0.25ml)ハタ	1回につき	6,700円	BCG(結核)	1回につき	11,600円
B型肝炎(0.5ml)ハタ	1回につき	6,900円	不活性化ポリオ	1回につき	10,500円
A型肝炎	1回につき	8,900円	二種混合	1回につき	5,900円
水痘(帯状疱疹生ワクチン)ビゲン	1回につき	8,700円	ヒブ	1回につき	8,900円
日本脳炎	1回につき	8,000円	HPV(9価)	1回につき	27,800円
破傷風	1回につき	5,600円	五種混合	1回につき	20,700円
狂犬病	1回につき	16,800円	新型コロナ(12歳以上用)	1回につき	16,600円
肺炎球菌(15価)(小児)	1回につき	11,900円	RSウイルス	1回につき	28,400円
肺炎球菌(20価)	1回につき	11,700円	帯状疱疹(シグリックス)	当院1回目	22,600円
ロタテック	当院1回目	10,400円	帯状疱疹(シグリックス)	当院2回目	19,500円

※県・市町村等と契約している場合は契約した料金を優先して算定しております。

(18) 予防接種料金は契約外の患者を対象とした料金です。

(20) 抗インフルエンザ薬予防投与

(税込)

薬剤名		外来時	入院時	透析患者緊急対応
オセルタミビル 10日分	1回につき	6,721円	1,705円	
オセルタミビル 7日分	1回につき	6,237円	1,221円	
オセルタミビル 5日分	1回につき	5,918円	902円	
オセルタミビル 4日分	1回につき	5,764円	748円	
オセルタミビル 2日分	1回につき	5,434円	418円	1,276円
オセルタミビル 1日分	1回につき	5,280円	253円	1,122円
リレンザ	1回につき	8,525円	3,553円	
タミフルドライシロップ	1mg=4.84円	1mg単位で計算	1mg単位で計算	
イナビル	1回につき	11,308円	6,336円	

(21) 文書料

法令等により金額が定められたもの及び無料で交付すべきものを除く。

(税込)

診断書料	死亡診断書料	1通につき	2,750円	
	死体検案書料	1通につき	2,750円	
	年金受給資格認定関係診断書	1通につき	6,600円	
	保険金等受領関係診断書	1通につき	6,600円	
	診断書(当院様式)	1通につき	2,750円	
	その他の診断書(当院様式以外)	1通につき	2,750~6,600円	
証明書料	診療料領収済証明書	1通につき	1,100円	
	診療料明細書(交通事故)	1通につき	4,400円	
	診療料明細書(その他)	1通につき	1,100円	
	その他の証明書(病名記載なし)	1通につき	1,100円	
	連絡文書送付料	1通につき	660円	
	主治医意見書料に あつては、次の各号 に掲げる金額	新規申請に係るもの 1通につき	在宅者	5,500円
			施設入居者	4,400円
	継続申請に係るもの 1通につき	在宅者	4,400円	
		施設入居者	3,300円	

機関指定等

- ・へき地医療拠点病院
- ・救急告示病院
- ・災害拠点病院
- ・労働災害者災害補償保険法指定医療機関
- ・臨床研修指定病院
- ・生活保護法指定医療機関
- ・育成医療指定医療機関
- ・第二種感染症指定医療機関
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく第一種及び第二種協定指定医療機関
- ・精神保健法指定医療機関
- ・特定疾患治療研究事業指定医療機関
- ・難病の患者に対する医療などに関する法律に基づく指定医療機関
- ・児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関
- ・地域周産期母子医療センター
- ・むつ市在宅医療・介護連携支援センター
- ・原子力災害医療協力機関
- ・地域がん診療病院
- ・青森県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関
- ・肝疾患に関する専門医療機関
- ・養育医療指定医療機関
- ・身体障害者福祉法指定医療機関
- ・母体保護法指定医療機関
- ・精神通院医療指定医療機関
- ・青森県DMA T指定病院
- ・更生医療指定医療機関
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定通院病院
- ・青森県認知症疾患医療センター（連携型）

教育指定等

- ・歯科医師法研修協力施設
- ・日本泌尿器科学会専門医教育施設
- ・日本外科学会専門医制度修練施設
- ・日本整形外科学会認定医研修施設
- ・日本産科婦人科学会専門医制度卒後研修指導施設
- ・日本臨床細胞学会認定施設
- ・日本がん治療認定医機構認定研修施設
- ・日本麻酔科学会麻酔科認定病院
- ・日本消化器病学会認定施設
- ・日本消化器内視鏡学会認定指導施設
- ・日本外科感染症学会外科周術期感染管理教育施設
- ・日本肝臓学会肝臓専門医認定施設の特別連携施設
- ・日本脳卒中学会一次脳卒中センター認定施設
- ・日本消化器外科学会専門医修練施設
- ・日本乳癌学会認定施設
- ・日本高血圧学会高血圧研修施設
- ・日本病理学会研修登録施設
- ・日本周産期・新生児医学会新生児専門医制度暫定認定施設（補完認定施設）

地域包括ケア病棟における看護要員の対患者割合及び看護要員の構成

地域包括ケア病棟においては、1ヶ月間で1日当たり **21** 人の看護要員(看護師及び准看護師及び看護補助者)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

区分	看護要員の構成	勤務時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
日勤	看護師及び准看護師 及び看護補助者	朝 8時30分 ~ 夕方 16時30分	4 人以内
準夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	夕方 16時30分 ~ 深夜 0時30分	8 人以内
深夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	深夜 0時30分 ~ 朝 8時30分	8 人以内



集中治療室における看護要員の対患者割合及び看護要員の構成

集中治療室においては、1ヶ月間で1日当たり **8** 人の看護要員(看護師及び准看護師及び看護補助者)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

区分	看護要員の構成	勤務時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
日勤	看護師及び准看護師及び看護補助者	朝 8時30分 ~ 夕方 16時30分	1 人以内
準夜	看護師及び准看護師及び看護補助者	夕方 16時30分 ~ 深夜 0時30分	2 人以内
深夜	看護師及び准看護師及び看護補助者	深夜 0時30分 ~ 朝 8時30分	2 人以内



3階病棟における看護要員の対患者割合及び看護要員の構成

3階病棟においては、1ヶ月間で1日当たり **17** 人の看護要員(看護師及び准看護師及び看護補助者)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

区分	看護要員の構成	勤務時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
日勤	看護師及び准看護師 及び看護補助者	朝 8時30分 ~ 夕方 16時30分	5 人以内
準夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	夕方 16時30分 ~ 深夜 0時30分	6 人以内
深夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	深夜 0時30分 ~ 朝 8時30分	6 人以内



4階病棟における看護要員の対患者割合及び看護要員の構成

4階病棟においては、1ヶ月間で1日当たり **23** 人の看護要員(看護師及び准看護師及び看護補助者)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

区分	看護要員の構成	勤務時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
日勤	看護師及び准看護師 及び看護補助者	朝 8時30分 ~ 夕方 16時30分	4 人以内
準夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	夕方 16時30分 ~ 深夜 0時30分	10 人以内
深夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	深夜 0時30分 ~ 朝 8時30分	10 人以内



5階病棟における看護要員の対患者割合及び看護要員の構成

5階病棟においては、1ヶ月間で1日当たり **21** 人の看護要員(看護師及び准看護師及び看護補助者)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

区分	看護要員の構成	勤務時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
日勤	看護師及び准看護師 及び看護補助者	朝 8時30分 ~ 夕方 16時30分	3 人以内
準夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	夕方 16時30分 ~ 深夜 0時30分	7 人以内
深夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	深夜 0時30分 ~ 朝 8時30分	7 人以内



6階病棟における看護要員の対患者割合及び看護要員の構成

6階病棟においては、1ヶ月間で1日当たり **25** 人の看護要員(看護師及び准看護師及び看護補助者)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

区分	看護要員の構成	勤務時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
日勤	看護師及び准看護師 及び看護補助者	朝 8時30分 ~ 夕方 16時30分	5 人以内
準夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	夕方 16時30分 ~ 深夜 0時30分	10 人以内
深夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	深夜 0時30分 ~ 朝 8時30分	10 人以内



7階病棟における看護要員の対患者割合及び看護要員の構成

7階病棟においては、1ヶ月間で1日当たり **22** 人の看護要員(看護師及び准看護師及び看護補助者)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

区分	看護要員の構成	勤務時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
日勤	看護師及び准看護師 及び看護補助者	朝 8時30分 ~ 夕方 16時30分	4 人以内
準夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	夕方 16時30分 ~ 深夜 0時30分	10 人以内
深夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	深夜 0時30分 ~ 朝 8時30分	10 人以内



精神病棟における看護要員の対患者割合及び看護要員の構成

精神病棟においては、1ヶ月間で1日当たり **18** 人の看護要員(看護師及び准看護師及び看護補助者)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

区分	看護要員の構成	勤務時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
日勤	看護師及び准看護師 及び看護補助者	朝 8時30分 ~ 夕方 16時30分	4 人以内
準夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	夕方 16時30分 ~ 深夜 0時30分	10 人以内
深夜	看護師及び准看護師 及び看護補助者	深夜 0時30分 ~ 朝 8時30分	10 人以内



令和元年10月

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」（診療明細書）
の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年8月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、**公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方**についても、明細書を無料で発行することと致しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で**明細書の発行を希望されない方**は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

むつ総合病院

掲示許可
総務課

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 使用促進について

当院では、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用していますが、一部の医薬品が入手しにくくなっています。

お薬によっては、ご希望の処方日数にお応えできない場合や、前回とは別のお薬に変更となる場合があります。変更となる場合はご説明いたしますが、ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。



一部事務組合下北医療センター
むつ総合病院

施設基準揭示物関連

揭示許可
総務課

一般名処方とは・・・

処方せんには、医薬品の【商品名】を記載する場合と、
 薬の【有効成分（一般名）】で記載している場合があります。
 このうち、医薬品の名前を一般名で記載して処方することを
 一般名処方といい、お薬の名前の前に【般】がついています。
 一般名処方では記載された処方せんを受け取った場合、
 薬剤師と相談してジェネリック医薬品を選ぶことができます。

処方せん 差替え 16:02 Page 1
 PW821 (008174)
 1512

内科 000002-6 (この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

患者氏名	*****	保険区分	負担率	保険医療機関所在地
男	昭和 40 年 11 月 10 日生	自課	100 %	
交付年月日	平成 28 年 9 月 7 日	処方せんの使用期間	平成	
住所	青森県むつ市小川町二丁目1番1号P103			
保険者番号	0000	公費負担者	公費負担者	24-7777
番号・番号		受給者番号		
1) 内服	【般】スプラタ	錠	100	1回 0.333C
	mg			
	【般】ロキソプロフェ	錠	60mg	1日 1回 1C
				0.333T
	1日3回 朝昼夕食後3			1日 1回 1日分
2) 内服	マイスリー錠5・5・			1日 1回 1日分
	1日1回 眼前			7日分
	以下余白			

変更不可欄に「×」がある場合
ジェネリックに変更できません。

一般名処方では記載されれば、ジェネリック医薬品を選択できます。

ジェネリックならお薬代金が安くすみます。

入手しにくくなっている医薬品であっても別のお薬に変更できる場合があります。
 令和6年10月より希望するお薬によっては（長期収載品だった場合）、調剤の際料金に選定療養費ほかが含まれる事があります。

備考 「変更不可」欄に「レ」又は「X」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。
 保険医署名 ダミ 医師 (印) 保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名

掲示許可
 総務課

むつ総合病院 院長

患者さんへ

当院では、以下の医療安全及び院内感染予防対策を講じており、
初診時に・地域歯科診療支援病院歯科初診料
・歯科外来診療医療安全対策加算2
・歯科外来感染予防対策加算3 を算定しています。

- ①医療安全に関する研修を修了した歯科医師が治療を行っています。
- ②治療中における緊急時に円滑な対応が出来るよう、当院各科と連携体制を取っています。
- ③患者さんにとって安心して安全な治療を行えるよう、また治療中に急な体調の変化にも対応出来るよう以下の機器を常備しています。
 - ★自動体外式除細動器 (AED)
 - ★酸素ボンベ・酸素マスク
 - ★パルスオキシメーター
 - ★血圧計
 - ★救急蘇生キット
- ④歯を削った時などに飛散する細かな物質を吸収する歯科用吸引装置を設置しています。
- ⑤院内感染予防対策として、患者さんごとに使用機器を交換しており、専用の機器で洗浄・滅菌処理を徹底しています。
- ⑥医療法に基づき、医療安全管理指針などを定めるなど、日頃より医療安全に心がけています。

詳しくは担当歯科医師、看護師、歯科衛生士にお尋ね下さい。

むつ総合病院長

歯科口腔外科受診の患者さんへ

歯科技工加算について

当院では、以下の施設基準を満たしており、患者さんの求めに応じて、破損した有床義歯を預かった日から起算して、2日以内に“修理”又は“間接法により有床義歯内面適合法”を行い当該義歯を装着した場合に限り、歯科技工士加算 1 及び 2（下記点数）を算定しています。

【歯科技工加算 1】

- ・当日に修理、装着した場合（1床につき55点）
- ・当日に間接法により有床義歯内面適合法を行い、装着した場合（1顎につき55点）

【歯科技工加算 2】

- ・預かった翌日に装着した場合（1床につき35点）
- ・間接法により有床義歯内面適合法を行い、預かった翌日に装着した場合（1顎につき35点）

施設基準

- ① 常勤の歯科技工士を配置していること
- ② 歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を有していること
- ③ 患者の求めに応じて、迅速に有床義歯を修理する体制が整備されていること

クラウン・ブリッジ維持管理料（1装置につき）について

当院において歯冠補綴物又はブリッジを装着した日から起算して、2年以内に行った次に掲げる診療に係る費用は、算定いたしません。

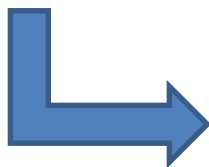
- イ 当該歯冠補綴物又はブリッジを装着した歯に対して行った充填
- ロ 当該歯冠補綴物又はブリッジが離脱した場合の装着

保証内容・・・① 歯冠補綴物 100点

② 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 330点

③ 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 440点

むつ総合病院時間外トリアージのお知らせ



受診受付後，看護師が状態を観察し，緊急度を判断します。

レベル1	蘇生	すぐ診察
レベル2	緊急	15分以内に診察
レベル3	準緊急	30分以内に診察
レベル4	低緊急	60分以内に診察
レベル5	非緊急	120分以内に診察

トリアージの結果，緊急度の高い患者から診察させていただきます。

受付け順ではありませんので，診察の順番が前後することがありますが，ご了承ください。

お待ちしている間に症状の変化がございましたら，遠慮なく受付けに申し出てください。記している時間内に診察できない場合は，再度看護師が状態の観察に伺います。

令和8年1月1日～

予約診療のご案内

予約診療とは…

患者さんの希望により、都合のよい時間に予約することで、患者さんの待ち時間が少なくなります。

予約診療の受付は…

再来患者のみで受診時に次回の予約をすることとなります。診療科によっては、電話での予約受付も可能です。

予約診療の料金は…

予約料として330円(税込)です。

予約診療の受付診療科・時間帯については下記のとおりです。

消化器内科 ・内科	月曜日～金曜日 9:00～12:00	小児科	月曜日～金曜日 8:30～11:00 13:30～15:30
産科婦人科	月曜日～金曜日 9:00～11:00		消化器外科 ・外科
メンタル ヘルス科	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30		
歯科	月曜日～金曜日 9:00～11:30 13:30～15:30		
形成外科	木曜日(術後患者のみ) 13:30～15:30 金曜日 8:30～11:00		

むつ総合病院
院長

掲示許可
総務課

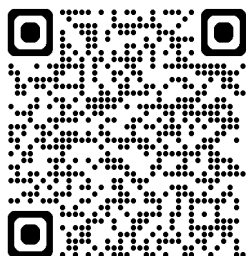
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

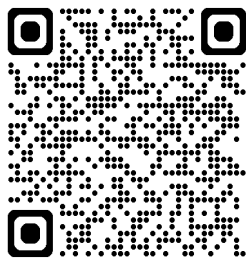
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare